

各務原都市計画公園 変更理由書

3・3・2 木曽川河川敷公園

本市の都市公園は昭和44年に住吉公園を都市計画決定して以降、市街化の拡大や、人口の増大に対応し、市民の休息、遊戯、運動等のレクリエーションのスペースを確保するため、これまで、76公園を都市計画決定し、整備を進めてきたところである。

また本市は、都市づくりの理念の一つに「環境と共生する都市」を掲げ、「水と緑に包まれた都市づくり」、「自然環境の特色や魅力を体験できる場づくり」を目標とした都市づくりを進めているところであり、この目標の達成に向け、森林の保全や市街地の緑化などの外、都市公園の整備を進めることとしている。

このような中、今回都市計画を変更する木曽川河川敷公園（「当該公園」）については、かねてから河川敷の有効活用が望まれており、平成26年に木曽川河川敷整備基本計画策定委員会を立ち上げ多様なレクリエーション活動や木曽川河川敷の自然体験ができる施設整備など、幅広い世代の方が気軽に利用できる場所を創出することを基本方針とした基本計画を策定した。さらに、木曽川沿いには国営木曽三川公園と沿川自治体を中心に広大なサイクリングロードネットワークが形成されつつあり、本市においても河川環境楽園～かさだ広場～総合運動公園～各務原大橋までが開通しており、今後さらに東進して前渡地区までの整備が予定されている。また、近年、全国的に民間事業者の公園施設の運営への参入や河川区域における民間活力を生かしたかわまちづくりが行われている社会状況の変化を踏まえ、平成26年度に策定した基本計画を見直し、広域サイクリングロードの拠点を中心とした民間活力を導入した公園整備を位置付けた。

このような位置付けを踏まえ、木曽川河川敷の有効活用を図るために当該公園を整備することで、木曽川河川敷地の更なる利用者増進と各務原浄化センター内にある公園施設等周辺地域の活性化及び賑わい創出が図られるため都市計画の変更を行うものである。